

インタビューを分析的に帰納する — クレッシーの「不正のトライアングル論」 —

Analytic Induction for Interview Data
: Donald R. Cressey's Fraud Triangle Theory

大山 小夜

Saya OYAMA

はじめに

「21世紀はエンロン事件で幕が開けた」と言われる。売上高全米7位、社員数2万人、最盛期は電気・ガス卸分野でアメリカ国内市場の4分の1を占有した（いずれも当時）エンロン社が、2001年、不正取引や粉飾決算等の発覚により負債総額2兆円を抱えて破綻したのだ。会計疑惑が報じられてからわずか46日後のことである。大手会計事務所アーサー・アンダーセンの不正関与も明らかになり（同事務所はこれにより解散）、世界の株式市場は衝撃に揺れた。「企業モラル」の無さや、これほど巨額の不正を誰も防げなかったこと、さらにその代償の大きさに驚いたのである。高度に複雑化し、またグローバル化する経済市場を果たして我々はうまく制御できるのか。エンロン事件は、そのような重い課題を突きつけた。後にリーマン・ショックが世界同時不況の引き金を引く7年前のことである。

犯罪と聞いて頭に浮かぶのは、殺人や強盗などの街頭で発生する暴力犯罪であろう。だ

が、エンロン事件のように、もっとしたたかで密かに遂行される犯罪もある。その影響は甚大である。世界各地で活躍する不正対策の専門家である「公認不正検査士」を対象に、1996年から隔年で実施されている大規模調査¹⁾の最新版報告書では、標準的な組織が「職業上の不正」(occupational fraud, 単にfraudとも表記される。以下「不正」)²⁾で被る損失額は年間収益の5%と概算されている(Association of Certified Fraud Examiners 2016)。

アメリカ犯罪社会学の礎を築いたE・H・サザランドは、「百万ドルの夜盗や強盗など、実際、聞いたこともないけれど、百万ドルの横領犯人などは、ホワイト・カラー犯罪者の間では、雑魚みたいなものである」と語る(サザランド 1955:12)。百万ドルの横領が

¹⁾ 公認不正検査士協会が、同協会に加盟する世界各国の公認不正検査士（2016年版では計4万1788名）を対象に、回答者自身が調査したうち、最も規模の大きい不正事例（2014年1月から回答時にまでに当該事件の調査が完了し、犯行者が特定されている事例）についてオンラインで回答を寄せた事例。

²⁾ 2016年版報告書は、公認不正検査士7497名から寄せられた事例2410件についての結果に基づくが、調査事項によって不明・不詳があるため、事例の合計は調査事項によって異なる（調査事項ごとにみた事例の合計は報告書では省略されている）。

取るに足らない「雑魚」かどうかは措いても、この種の犯罪は、エンロン事件のような巨額のものばかりでない。むしろ、大半はもっと少額で身近なところで生じている。上述の報告書によれば、寄せられた不正事例³⁾の5件に1件(23%)は損失額が100万ドルを超える。一方、最も多かった不正事例のタイプ(全体の83.5%)は請求書不正や架空経費請求といった、比較的少額の「資産の不正流用」(1件あたりの損失額中央値は12.5万ドル)である。被害を受けた組織の業界は、「銀行・金融サービス」「政府・行政」「製造」が全体の約4割(36.1%)を占めるが——この数字は事例を報告した公認不正検査士の雇用分布の反映でもある——、業界全体における件数割合が最小であるにもかかわらず、1件あたりの損失額中央値が最高額の業界もある⁴⁾。犯行者の職位は、「オーナー、役員」が2割(18.9%)、残り8割は「従業員」(40.9%)と「管理職」(36.8%)がほぼ同割合である。そして、おそらくもっとも興味深いことに、大半の犯行者は「初犯」である。不正関連の違法行為で過去に有罪判決を受けた者はわずか5.2%⁵⁾。つまり、したたかで、密かに遂行されるこの種の犯罪は、ほぼ、犯罪の“プロ”ではなく、まっとうな“素人”的手による。となれば疑問がわくことだろう。「まっとうな人は、いかにしてたたかで、密かな犯行者となるのか」と。本稿はこの問いに迫る。

本稿は、上記の問い合わせ社会学の立場から初めて真正面から取り組んだ古典的研究である社会学者ドナルド・R・クレッサーによる

『他人のカネ——横領の社会心理学的研究』(Cressey 1953, 未邦訳)の内容と意義を検討する。まず、クレッサーの研究の着眼点を確認し(第1節)、その内容を詳しく紹介する(第2節)。次に、この研究が用いた方法論(分析的帰納、第3節)、理論(犯罪社会学の分析視角、第4節)、さらにその社会的影響(不正のトライアングル論、第5節)を検討する。最後に、本書の意義を、アメリカ社会学史の見地から再評価する。

1. モラルが問題なのか——クレッサーの着眼点

不正に関する学術研究の先鞭をつけたのはアメリカの社会学者E・H・サザランドである。1929年の大恐慌で多くの不正が発覚し、30年代に銀行や証券会社を規制する法律がつくられた。サザランドが「ホワイトカラー犯罪」(white-collar crime)という考えを提唱するのはこのような時代においてである。彼は、1939年のアメリカ社会学会の会長就任演説で、地位が高く司直の手から容易にすり抜ける大企業や経営層の悪行を調べてこなった犯罪学者らをただした(Sutherland 1940)。ホワイトカラーとは、白い襟(カラー)のシャツと背広姿で、直接には生産現場に携わらない職種(企画・管理・事務・販売・技術など)の人を指す。サザランドは、ホワイトカラー犯罪を「社会的地位の高い人が職務の遂行過程でおかす犯罪」と定義したが、現在の、たとえばアメリカ連邦捜査局の定義⁶⁾では、「企業や政府で働く人による不正」を指し、地位は問わない。したがって、今日の「ホワイトカラー犯罪」の定義は、「不正」と同義と捉えてよい。

⁴⁾ 「鉱業」(0.9%)「コミュニケーション・出版」(0.7%)の1件あたりの損失額中央値はそれぞれ50万ドル、45万ドルと、全業界で最高額である。

⁵⁾ 有罪判決の有無を問わず、過去に告訴された者の数で見ると10.7%である(内訳は有罪判決有5.2%、判決無5.5%)。なお職歴(過去に不正関連の違反行為で雇用者から処罰ないしは解雇処分を受けたかどうか)については、解雇有7.1%、処罰有8.1%である。

⁶⁾ Retrieved November 14, 2016, <https://www.fbi.gov/investigate/white-collar-crime>

本稿で取り上げるドナルド・R・クレッシー(1919–1987)は、1940年代のインディアナ大学で、このサザランドから学んだ。彼は、サザランドの最も優秀な教え子の1人であった。これから検討する『他人のカネ——横領の社会心理学的研究』(Cressey 1953)は、彼の博士論文を元にしたものである。本書は、「アメリカで初めて体系的に行われた横領研究」(Green 2001: 210)と言われる。そして横領のみならず「職業上の犯罪者（引用者注：ホワイトカラー犯罪者）に関する古典モデルを構築した」(ウェルズ 2009: 7)。さらに、本書は、後に不正対策の専門家である「公認不正検査士」制度の創設のきっかけをあたえただけでなく、世界各地の不正対策における基礎理論となった（本稿第5節にて詳述）。

ではクレッシーの着眼点はどのようなものだったのか。本書の紹介に先立ち、確認しておこう。

企業で不正が起こると、しばしば「モラルの喪失」などと解説される。本稿の冒頭で紹介したエンロン事件でもそうであった。モラル（道徳や倫理）を問うのは心理的な説明である。だが、それだけでは足りないというのが、クレッシー独自の着眼点である。モラルの喪失はそのとおりだとしても、ならばなぜ、おそらくは当初あったはずのモラルが喪失するのか。クレッシーはその理由を、社会の側（社会構造）に存在する犯罪につながる機会（トラブルや技術など）に求める。つまり、人に話せないようなトラブルに見舞われ、不正を発覚させない技術が利用可能であれば、モラルによる犯罪の抑止は困難になるということである。このように、モラルのあるまつとうな人がモラルをなくして犯罪に手を染める過程を、「社会構造上の機会」という点から探るのが本書のねらいだと言える。

モラルの喪失という点から本書を見てみると、クレッシーは、戦略的に、類似の「詐欺」でなく、「横領」という犯罪に着目したと言える。横領と詐欺はどちらも他人から預かった物に手をつける犯罪である。だが、「犯意」（犯罪をおかす意図）の生じる時期が異なる。詐欺は他人の物を手にする「前に」犯意があるが、横領は、他人の物を手にした「後に」犯意が生じる。つまり、詐欺はモラルのない人の手による犯罪だが、横領は生来の悪党ではなく、モラルのあるまつとうな人の手による犯罪である。

こうした犯意がいつどのように生じるかについての研究は、犯罪の防止と抑止に役立つ。まつとうな人がある種の状況のもとで犯意が生じるのだとしたら、そのような状況が生じないように条件を整えればよい。こうしたやり方は、人の心理の側でなく、社会の側の環境に手を加えるものである。社会の側の環境を整えることは、取り組みやすく成果も見えやすい。

本書の目次は以下のとおりである。

序	犯罪社会学における説明・一般化・定義
第1章	金融信託の刑事犯を説明する一般化の開発
第2章	信託違反における人に話せない問題の役割
第3章	信託違反の機会を見定めること
第4章	違反者による適応の語彙
第5章	結論といくつかの理論的示唆

本書は、最初に手順と結論を述べ、その後、本論へと入っていく。「序」「第1章」は、本書の関心の所在、科学的立場、調査概要、最終仮説の構築過程が述べられる。続く「第2章」「第3章」「第4章」は本論として、横領

に不可欠な「3要素」（本稿第2節にて詳述）が順に紹介される。最終章（「第5章」）は上記題目のとおりである。

本稿では、本書の研究内容の紹介を優先して、以下、まず次の第2節で調査の概要（「第1章」）と結果（「第2章」「第3章」「第4章」）を、続く第3節で最終仮説の構築過程（「序」）を振り返る⁷⁾。なおこれ以降の括弧内の数字は本書の再版（1973年刊）の頁をあらわす。

2. クレッシーの横領研究

「まっとうな人は、いかにしてたたかで、密かな犯行者となるのか」。この問いにクレッシーはどう迫ったのか、また、それによって何が見いだされたのか。これらについて、本節で見ていく。

クレッシーが手がけたのは、個々の事例を詳しく調べ、ある出来事が起こる決定的な要素を見つける「事例研究」であった。彼は、横領などの罪で服役中の男性受刑者133名に話を聞き、すべての事例に「3要素」があることを明らかにした。

- 第1要素——人に話せない問題
(non-shareable problem)
- 第2要素——犯行が可能な機会
(an opportunity for trust violation)
- 第3要素——都合のよい言い訳
(vocabularies of adjustment, or a set of rationalization)

調査の詳しい中身はこうである。予備調査で、アメリカ中西部の3つの州の刑務所から

許可を得て、横領、信用詐欺、文書偽造などの罪で服役中の男性受刑者503名に関する州検事報告などの公的文書、新聞記事、本人の陳述書、職場や友人からの手紙などの私的文書に目を通す。横領以外の犯罪も調べたのは、横領に問うべき人がほかの罪で、またべつの罪に問うべき人が横領の罪で収容されていたからである。そこで、横領以外の犯罪もいったん調査の対象に含め、そこから2つの基準——「犯意がなく、他人のカネを預かる仕事（信託職）に就いた（第1基準）」「その後、犯行におよんだ（第2基準）」——に合う事例を選びなおすという手順を踏んだのである。このような工夫をこらすことで、前節で述べた、犯意があって他人の物に手をつける詐欺などの類似の犯罪を調査上、取り除くことができる。クレッシーは、2つの基準に合う行為を、当時、あいまいに使われていた法令上の「横領」(embezzlement)と区別して「金融信託の刑事違反」(criminal violation of financial trust, 以下「信託違反」と名づけた)。

予備調査で第2基準に合わない事例を取り除くと、続く本調査で、ひとりひとり目的を伏せて犯行の経緯を30分から1時間半、自由に話してもらい、第1基準に合うかを調べた。たとえば、「だますつもりは全くありませんでした」は信託違反にあたる。一方、「私はシカゴきっての詐欺師です」はもとから犯意があったと考えられる。こうして絞られた133名に、改めて話を聞く。1人平均15時間程度を費やした。

調査は15ヶ月間におよんだ。クレッシーは、幾度も仮説を修正し、最終的に、信託違反をおかした全事例に3要素があることを見いだした。

人に話せない金銭上の問題（=人に話

⁷⁾本書の詳細な紹介は別稿（大山 2006）を参照。

せない問題)を抱えており、金融信託の刑事違反によってこの問題を密かに解決できると気づき(=犯行が可能な機会),受託者であるという自己概念と,預かった金や財産の利用者であるという自己概念を調整できる言語化(=都合のよい言い訳)を身につけたとき,信託に違反する。(30)(括弧内は引用者)

3要素はそれぞれどのようなものか。以下、見ていこう。

<第1要素——人に話せない問題>

犯行のきっかけは、当人が、「人に話せない」(non-shareable)と感じる問題を抱えることである。その多くは金銭がらみである。そのような問題が生じる主な状況は、①期待される責務への違反、②個人的失敗による問題、③経済情勢の悪化、④物理的孤立、⑤地位獲得に関わる問題、⑥雇用関係、の6種類である。各状況の事例は、以下のようなかたちで登場する。たとえば、②個人的失敗による問題では、勤務先の銀行に自宅の口座をもつある銀行員の発言が紹介される。彼は、家計が逼迫していることについて配偶者は知っていたかと問われ、こう答えた。

銀行員(事例番号33)　いいえ。妻は知りませんでした。私が一度も言わなかつたからです。家計のやりくりは、全部、私がやっていて、妻の仕事ではありませんでした。すべてが終わった後、妻は、どうして話してくれなかったの、たくさん切り詰められたのに、と言いました。妻は私がどれだけ稼いでいるか全く知りませんでした。そのことがひとつ[の原因]です……(43)(括弧内は引用者)

他人のカネを預かる者は、その職にふさわしい行動(つましい暮らしぶりなど)が期待されている。そうした「責務」に反すると、結果として生じた問題は周囲に話せなくなる(状況①)。それとは異なり、自らの失敗を、(たとえば夫としての)地位を失うことを恐れて話せなくなることもある。上の銀行員の事例はこれにあたる(状況②)。

不況などの、当人に非がない事情も、結果として生じた事態から話せなくなることがある。本業の銀行に「恥をかかさぬ」生活をするためにしていた副業をやめるよう命じられ、不足分を銀行のカネであてた事例がそうである(状況③)。人に話せない問題は、何でも話せる妻に先立たれた男性のように、相談相手が現にいないときも生じる(状況④)。

状況①から④は、地位の維持にかかわる問題と言える。それとは反対に、いまより上の地位をめざすときも問題は生じる。たとえば、医師らと交際するため、雇い主のカネを「拝借」していた病院事務職員がこれにあてはまる(状況⑤)。また、職場の状況も問題となる(状況⑥)。処遇への不満を抱える会計士は、横柄な上司への当てつけとして信託違反を犯した。また、冷え切った職場環境のため、仕事上のトラブルについて雇用者から適切な指示を仰げないような事例もある。以下の裁判記録の謄本は、こうした例である。

尋問：最初、不足に気づいたとき、なぜそうなったか何か思い当たるふしはありましたか？

答弁：いいえ、不足は間違いだと思いました。

尋問：あなたは[その金が]出てくると期待しましたか？

答弁：はい、期待しました。

尋問：出てこなくて、あなたはそれに関

して何をしましたか？

答弁：埋め合わせをしました。というのも、私たちはこれまでずっと——出納係は、自分の不足分について責任をもつよう命じられていたからです。

尋問：あなたは自分の金で埋め合わせた。

答弁：数ヶ月間やりました。

尋問：なぜそのとき、X氏のところに行き、不足分のことを言わなかったのですか。つまり、彼に不足が生じていることを告げ、それを補填するために自分の金をかき集めたのだと、なぜ言わなかったのですか？

答弁：その、彼らは、帳簿の貸借勘定は一致しておくよう言われていました。彼のところに行けば、責められ、仕事をやめさせられることになるとわかっていたからです……。(64)（括弧内は著者）

以上が人に言えない問題が生じる主な状況である。人に話せない問題は、当人に、「密か」に「安全」に「確実」な方法でカネを手にして解決したいと思わせる。なぜなら、当人は、もしその問題が表沙汰になれば、自分にとって大事な人びとからの信頼を失うだろうと考え、本来なら助けてくれる人びとから孤立してしまうからである。

<第2要素——犯行が可能な機会>

人に話せない問題を抱えたことで、ただちに横領にはしるわけではない。預かっている他人のカネは盗むことができるということ（＝情報）と、どう盗むか（＝技術）を「知って」おかねばならない。この手の情報は、新聞や雑誌からでも知りうる公知の事実である。そして、仕事上、他人から信頼されて財産を預かる者は、その可能性を実現できる立場にい

る。就任初日に「持ちだすと盜難防止装置が探知する」と言われた小売店店員がそうである。では技術はいつ身につけるのか。ある会計士は就任前だと語る。

会計士（事例番号47）……会計士の養成学校では、上級学年で横領を見わかる方法を学びますし、どちらかというと、そうして横領の方法を身につける。それはちょうど、医師が中絶の手術をするようなものです。医学訓練では中絶のやり方を習わねばならない。多くの中絶は母体の健康にとって必要だからです……私の場合、同じ立場の、普通の会計士が使うはずもないような技術は一切使いませんでした。つまり、私が用いた技術は、会計士ならば誰でも知っています。ちょうど医師ならば誰でも中絶の技術を知っているように。(82)（点線は引用者略）

就任後は日々の業務で「腕」をみがく。こうして「会計士は処分を任せられた小切手を使い、小売店店員は領収書を発行せず、銀行員はめったに使わない口座から預金を引きだし、不動産業者は預かり金を使いこむ」。

上で見た情報と技術は、信託職につく者の大半が身につけている。したがって、こうした情報や技術の有無によって信託違反者とそうでない人は区別できない。両者の違いは、身に着けた情報や技術を実際に使うか、である。人に話せない問題は、その可能性を気付かせる。そして、その可能性を実行へと後押しするのが次の、「都合のよい言い訳」である。

<第3要素——都合のよい言い訳>

「言い訳」(rationalization)は、心理学などでは、ある行動の「事後の」理由づけを

指す。たとえば、一目惚れの車を衝動買いした後に「車は身体の具合が悪いから必要だ」と「理由づけ」する。だが、クレッシーは言い訳を、行動の「事前の」理由づけと定義する。社会で受け入れられそうな言い訳がみつかれば、それが犯罪でも実行にふみきれる——クレッシーはそう考えたのである。言い訳は、独自に「開発」されるのでない。彼らは、社会のなかにある犯罪を許容するものの見方に触れることによって、自らの横領を容認できる言い訳を考え出す。すなわち、言い訳は、目の前の状況をどのような現実として捉えるかという「状況の定義」（社会学者W・I・トマスの語）のやり方を学び、それを自らの問題の解決に「応用」することによって生まれる、とクレッシーは説明する。

たとえば、すでに社会に流通している犯罪を容認する状況の定義は、「不動産業で取引完了前に預かり金を使うのは悪いことではない」「ピンチに陥れば誰でも盗む」などの発言に見られる。その応用例は「不動産の手付け金を当座使うのは“通常の業務”です」「このカネは“借りる”のであって“盗む”でない」などのような発言になる。

人に話せない問題を抱えると、それが露見したときの「みな」の反応を想像しどうふるまうかを決める。同じように、彼らは、目の前の物を「盗むこと」や一時的に「拝借すること」への周囲の想像上の反応を検討する。「みな」の反応を先取りすることをG・H・ミードは「一般化された他者」の態度取得と呼ぶ。この点で横領者はなんら普通の人と変わらないのである。

クレッシーは、調査対象者全員に2つのことを聞いた。第1は、自分の信託違反の原因は何だと思うか。第2は、信託違反の一般的な原因は何だと思うか。第1の問い合わせに対する典型的な答えはこうである。「ふつうの企業

人はこの種の状況に遭わない。自分だけが異例な目に遭った」。第2の問い合わせに対する典型的な答えはこうである。「ギャンブル、分不相応な生活、女性との交際など」。彼らは、一般的な横領者像を描き、自らはそうでない、つまり犯罪者でないと語るのである。そうした語りを可能にするのが「都合の良い言い訳」であり、それらを学ぶことで彼らが横領の原因を「異例な状況」のせいにできるのである。カネを「借りる」と表現するのも同じ理由である。だが、言い訳と現実の折り合いがつかなくことがある。持ち逃げするときである。このとき、彼らは犯罪者だと自覚するのである。

3. インタビューを分析的に帰納する——否定的事例と仮説の構築

学問の世界では、仮説を立て、データを調べることで、仮説を検証する。ではクレッシーは魅力ある仮説をどのようにして作りあげていったのか。研究の舞台裏を、最終仮説の構築過程について述べた本書第1章に立ち戻って見てみよう。

クレッシーは、インタビューによって仮説に合わない事例（＝否定的事例）をみつけると、事例に合うよう仮説を作りなおすという作業を、さしあたり作りなおす余地がないと思われるまでくり返した。彼は、4度にわたる仮説の作りなおしをし、ようやく5度目で全事例に共通する3要素を見いだしたのである（本稿第2節参照）。その経緯は以下のとおりである。

第1の仮説は、信託違反は技術的な違反であって「違法な」あるいは「間違った」行為ではないという見方を職場仲間から学習することで手を染めるというものである。これは、「犯罪は、合法的な行動と同じく、人とのや

りとりを通じて学習される」という、サザランドの「分化的接触理論」(differential association theory) から着想を得ている。だが、調査を始めてすぐに彼らがその違法性や問題性を承知しており、自らの行為を「正当化」していることも自覚していることが判明した。第2の仮説は、信託違反の原因をギャンブルや急な出費に求めるというものである。しかし、これも、緊急事態のときには違反せず、その後べつの機会に違反する事例などがあるみつかる。第3の仮説は、第2の仮説を下敷きにして、より心理的な側面に着目する。すなわち、金融信託は、「社会から是認を得られず、結果として個人的あるいは密かにそれを解決せねばならないと感じるような金銭上の債務を負っていると自らみなしたときにおかす」というものである。けれども、以前に社会から是認を得られない債務がありながらも信託違反をしなかった人がいたため棄却された。第4の仮説は、強調点を変え、信託違反は、社会から是認されないとみなされる「金銭上の債務」でなく、人に話せない「問題」があるときに違反するとした。しかも、違反に要する技術を得ていることとした。だが、これも、人に話せない問題があり、なおかつ違反に要する技術をもっていたにもかかわらず信託違反をしない期間がある事例によって棄却された。こうして、「人に話せない問題」「犯行が可能な機会」「都合のよい言い訳」の3要素からなる第5の最終仮説にたどりつく。クレッサーは、最終仮説をサザランドが1930年代に収集した約200件の事例とも照合し、否定的事例が見当たらないことを確認した。

具体的な事例の観察を通じて仮説をつくりあげていくというやり方を、F・ズナニエツキは「分析的帰納」(analytic induction)として定式化した(ズナニエツキ1971, 原書

は1934年刊)。この方法論を用いた代表的研究にアルフレッド・リンドスミスによるアヘン嗜癖の研究(Lindesmith 1947)がある。リンドスミスはインディアナ大学で教鞭をとっていた。クレッサーはインディアナ大学で学んでいた。分析的帰納はこうしてクレッサーに継承された⁸⁾(Cressey 1973: x; ベッカー2012: 246)。

社会的世界はたえず変化し、また多様である。したがって社会的・社会を観察することによって得られた理解も、またたえず修正、置換、棄却される可能性がある。否定的事例との出会いは、そのような再考を促す重要な契機となる。クレッサーは本書をこう締めくくる。

我々の最初の仮説が何度か改訂された後に最終仮説が構築されたという事実は、最終的な一般化もまた、否定的事例があらわれれば改訂されねばならないということを含んでいる。いいかえれば、理論の検証は、1つの研究においては、いくらか、結論に達しないものでありつづけねばならないということである。最終的な検証は、今後の研究における立証と反証の試みの度重なる結果であろう。そうした試みは可能である。というのも、こ

⁸⁾ 本書でクレッサーは、自らの方法論を、「分析的帰納」ではなく、「普遍的一般化」と呼んでいる(14-16)。彼は、本書の元となった博士論文の中でズナニエツキ著『社会学の方法』を引用したにもかかわらず実際はきちんと読んでいなかったこと、またラルフ・H・ターナー、エド温ン・M・レマート、フィリップ・セルズニック、レオナード・ブルーム、ウィリアム・S・ロビンソンら研究仲間とのインフォーマルなやりとりとのなかで自らの方法論を磨いていったことを、後年、本書の「再版に寄せて」の中で告白している(ix-x)。なお分析的帰納の一般的な手続きは次のとおりである。①研究対象の範囲を決める(=事象の定義づけ)。②事象を説明する仮説をつくる。③ある事例を観察し、仮説がその事例にあてはまるか調べる。④あてはまらなければ(=否定的事例の発見)、仮説を改めるか、事象の定義を改める。⑤仮説が十分に事象を説明できるまで、事例を幅広く集め、検証する。

の理論は、他の人が決定的な否定的事例を探しうる形態で調べられているからである。否定的事例がみつかれば、理論は、より有効な定式化にむけて改訂されねばならないだろう。(157)

4. すぐれた統合理論——犯罪社会学の分析視角から

クレッサーが見いだした「人に話せない問題」「犯行が可能な機会」「都合のよい言い訳」という3要素は、現在の、犯罪社会学理論における3つの主要な視角に対応する。この点ですぐれた統合理論となっている。すなわち、第1要素は「緊張理論」、第2要素は「統制理論」、第3要素は「文化学習理論（差異的接触理論）」に対応する。

第1要素「人に話せない問題」は、「問題の解決という目標があたえられているが、合法的な手段が限られている」という、後年のR・K・マートンの緊張理論（Merton 1957）と同型の議論で、犯罪は、社会構造において手段（=機会）が限られているという緊張状態によって生じるとみる。マートンによれば犯罪は、誰もが望ましいとする「目標」（成功や権力など）があたえられるが、それを実現する「手段」（教育や職業など）を持たない人が、やむなく別の手段（非合法的手段）に頼った結果である。一例は、密造酒販売など（=非合法的手段）で富と名声（=目標）を得るマフィアである。マートンによれば、手にできる「手段」は、経済階層などの「社会構造」上の位置により異なる。一方、クレッサーの独自性は、「人に話せない」ことで手段がさらに限定される点である。ここから、目標と手段の不均衡という緊張状態を緩和するには、「人に話せる」風通しのよい環境づくりが犯罪の有用な防止策であることが導け

る。実際、この視点は、（本稿第5節で詳述するように）実践志向の強い会計学や経営学の分野で受け継がれ、企業統治のノウハウとして「過大なノルマを課さない」「経営者と監査役を別にする」などの諸策のかたちで活用されている。

第2要素「犯行が可能な機会」は、「人はなぜ犯罪にはしないのか」という後（1960年代）のT・ハーシによる統制理論（ハーシ 1995）と同型の議論で、犯罪は、誰もがいだく犯罪への誘惑を抑え込む「ブレーキの不在」によって生じるとみる。一種の性悪説である。ハーシは、非行や犯罪に向かわせないよう、人びとをまっとうな世界につなぎとめる「絆」の要素（愛着・投資・関与・規範意識）を明らかにした。一方、クレッサーは、ハーシの議論に先だって、「大事な人からの信頼を失うことなく密かに解決できる」との認識が犯罪への「ブレーキの不在」となることを解明した。裏をかえせば、「やつたらばれる」との認識が犯罪へのブレーキになるということである。この第2要素は、現在、「現金の出納と帳簿の作成は担当を別にする」「棚卸しを定期的に行う」など、企業統治におけるチェック体制の強化の論拠としてもっとも広く活用されている。

第3要素「都合のよい言い訳」は、サザランドの差異的接触理論（サザランド&クレッサー 1964）と同型の議論で、都合のよい言い訳を可能にする文化や価値観を学ぶ。その学ぶ「機会」が、社会の場所（=社会構造）によって異なるとみる。一種の性善説（=朱に交われば赤くなる）である。言い訳（動機の表明）が自らの行為を社会に受け入れられてもらうためになされるという発想は、C・W・ミルズがすでに指摘していた（Mills 1940）。これに対し、インディアナ大学でサザランドに学んだクレッサーは、第3要素の

着想を、サザランドの「分化的接触理論」から得ていた⁹⁾。ただし、クレッシーの「言い訳」についての分析は、犯罪を容認する見方をただ学習するだけでなく、それを自らの行いに応用した結果であることを明らかにした点、犯罪をおかしてもなおまとうな世界の住人で居続けようとする犯罪者の「罪の感覚」を明らかにした点で新たな進展があった。その成果は、本書から4年後（1957年）の、G・サイクスとD・マッツァの論文「中和の技術」で大きく実ったと言える。サイクスらは、クレッシーの横領研究にも言及した上で、非行少年が適法な世界の理屈も踏まえつつ、自らの行動をどのような言い訳によって「正当化」（これをサイクスらは中和と言った）しているかに注目し、中和の類型を析出した。この第3要素は、「従業員の処遇に配慮する」「監査役の独立性を保つ」など、不正の口実を与えない制度運用や法令遵守の組織文化づくりの論拠とされている。

以上みてきたように、3要素はどれも社会構造上の機会に焦点を合わせている。それは、「モラル」のような心理的な説明と異なる。対処法も、モラルの場合は「教育によって人を変える」が中心となるのに対し、「人を変えなくても環境を変えることで犯罪が防げる」との発想にたつことで、目に見える取組みと改善が可能になる。クレッシーの研究は、社会が犯罪に対処できるということについて目配りのきいた論拠をあたえてくれたのである。

⁹⁾ サザランドは、1939年、『犯罪学原理 第3版』において「分化的接触理論」のアイデアを発表した。このアイデアは、1947年の第4版において9つの命題として定式化された（宝月2004：149）。クレッシーは、ホワイトカラー概念と同様、サザランドが取り組んできた分化的接触理論にも触発されたと思われる。本書第5章では、自らの研究知見を分化的接触理論の点から検討している。1950年にサザランドが亡くなると、クレッシーは、1987年に自らの生涯を閉じるまで『犯罪学原理』の編集を引き継いだ。

5. 社会にあたえた影響——不正のトライアングル論

クレッシーは、「まとうな人は、いかにしてしたたかで、密かな犯行者となるのか」という問い合わせに対して、モラルを喪失させる「社会構造上の機会」に着目して答えを導き出したと言える。具体的には、調べたすべての横領の事例に共通する「社会構造上の機会」として、「人に話せない問題」「犯行が可能な機会」「都合のよい言い訳」という3要素があることを見いだした。ここから導かれるのは、3要素から1つでも取りのぞけば横領は防げるかもしれないということである。彼は、本書の最終章（第5章）で、「人に話せない問題が起こらないような温情主義的な企業プログラム」「横領する者の実像を伝え、その予備軍に都合のよい言い訳の材料を与えないこと、すなわち自らも犯罪者となりうることや人に話せない問題を抱えたときの対処のしかたに思いがおよぶような教育プログラム」を提言した。

クレッシーの研究は、その後、不正対策の専門家である「公認不正検査士」制度創設のきっかけをあたえる。それとともに彼の3要素は、主に会計学や経営学の分野で発展的に継承され、世界の不正対策における基礎理論（いわゆる「不正のトライアングル論」）として受け容れられていく。以下、見ていく。

1970、80年代に、ニクソン大統領の辞任で知られるウォーターゲート事件や、田中角栄元首相が逮捕されたロッキード事件が起こり、企業に対する贈賄規制などのほか、会計士の職能団体による不正対策の検討や監査基準の大改定が行われた。このころ、公認会計士出身でFBI捜査官の経験のあるジョセフ・T・ウェルズは、ある会社から、不正の動機のメカニズムについて調べるよう依頼された。図

書館で文献を調べていたとき、ウェルズは本書に出会い、その的確な分析に感銘を受ける。電話帳からクレッサーの名前を探しだし、電話をかけた。以来、クレッサーが1987年になるまでの4年間、2人は交流を深めた。あるとき、クレッサーはウェルズに、不正を発見し抑止できる新しいタイプの専門家として「企業警察官」が必要だと語った。ウェルズはこの話に印象づけられ、数字に強い会計士と犯罪心理に詳しい捜査官の素養をもつ人材の育成をめざして「公認不正検査士」(Certified Fraud Examiner)制度を1988年に創設した。クレッサーが没した翌年のことであった（ウェルズ2009: 17-18）。

クレッサーが「発見」した横領の3要素は、後に、会計学を学んだスティーブ・アルブレヒトによって継承される。アルブレヒトは、監査実務における不正要因を究明し、可燃物・酸素供給源・点火源からなる燃焼の3要素(fire triangle)にヒントを得て、横領の3要素を「不正トライアングル」(fraud triangle)と呼んだ(Albrecht 2014)。わかりやすい名称を与えられたことによって、横領の3要素は、不正対策の主要な基礎理論として位置付けられ、公認不正検査士制度の普及を下支えした。

21世紀に入ると、本稿の冒頭で紹介したエンロン事件を皮切りに、多額の粉飾決算による巨大企業の破綻が相次ぐ。エンロン事件の翌2002年にはアメリカの大手電気通信事業者ワールドコム社が、エンロン事件を大きく上回る負債総額4.7兆円（連結ベースで12.4兆円）を抱えて破綻した。この事件は2008年にリーマン・ショックが起こるまでアメリカ史上最高額の企業破綻を記録した。ワールドコム事件は会計不正を公認不正検査士が解明したことことが注目された。

ワールドコム事件後、不正のトライアング

ル論はアメリカの監査基準書（監査の原則を定めたもの）に取り入れられる。一方、一連の大型で複雑な不正事件の発生を受けて、従来の「3要素」に不正の「実行可能性」（具体的には個人の性格特性と能力）を加えた「4要素」からなる「不正のダイヤモンド論」(Wolfe and Hermanson 2004)が提唱される。このように、不正のトライアングル論は、会計学や経営学の分野に舞台を移し、いまなおさまざまなおさまざまな検討が加えられている¹⁰⁾¹¹⁾。

日本では市場のグローバル化を背景にアメリカ流の企業会計制度が参照されるようになってきた。こうした動きのなか、不正のトライアングル論は日本の監査の実務指針（=監査基準委員会報告書）に導入されるに至る。また、官民間わず、法令遵守の啓発場面でも応用されている。たとえば防衛省の『コンプライアンス・ガイダンス』は、表紙をめくると以下のような「コンプライアンス・テスト」が目に飛び込んでくる。1～3は3要素に対応している。

【あなたの行為は】

- 1 家族に胸を張って話せますか？
- 2 見つからなければ大丈夫と思っていませんか？
- 3 国民としてニュースで見聞きしたらどう思いますか？

（出典）防衛省防衛監察本部, 2014

おわりに

本稿は、1950年代に発表されたドナルド・R・クレッサーの横領研究を検討した。その結果、一般に不正のトライアングル論として

¹⁰⁾たとえば田中2016は、不正のトライアングル論のその後の展開を踏まえた上で、現在の監査実務の不正基準を再検討している。

¹¹⁾近年の社会学の分野における本書の検討としてはKlenowski & Copes 2013など。

知られるクレッサーの理論仮説が、第1に、「ズナニエツキが定式化し、リンドスミスが実践的に用いた分析的帰納の方法論によって構築されたこと」、第2に、「現在の犯罪社会学の点から見て、主要な3つの分析視角をあわせもつ、応用可能で目配りのきいたものであったこと」、第3に、そのことによって、「実践志向の強い経営学や会計学との出会いを通じて、のちに不正対策の基礎理論として社会に広く定着していったこと」を明らかにした。

クレッサーは、「まったくうな人がいかにしてたたかで、密かな犯行者になるか」という問い合わせに対して、当人の心理そのものではなく、社会の側に存在する犯罪につながる機会の究明を通じて迫っていった。社会の側に着目するという発想はきわめて社会学的な発想であるが、クレッサーは、インタビューによって得た具体的な事例の観察を通じて、そうした機会が、当人の置かれた客観的な社会状況だけでなく、その社会状況を当人はどう捉えているのかということにも関心を寄せ、横領を容認するものの見方を学んでいくという主観的な過程にも着目した。その意味で、本書は、その副題に示されるとおり、すぐれた「社会心理学」的研究とも言えるのである。

具体的な事例の観察を通じて、社会のさまざまな現象を社会心理学的に考察するという研究スタンスの源流は、現代の社会学の原型を作った20世紀初頭の初期シカゴ学派のなかに見出せる。本書で登場したトマス、ミード、ズナニエツキはシカゴ学派の礎となった人びとである。ザザランドとリンドスミスはシカゴ大学で学んだ。つまり、クレッサーは、ザザランドとリンドスミスを介して、初期シカゴ学派の伝統と精神に触れていたのである。

初期シカゴ学派は、科学的な知にもとづく社会生活への理解を重んじ、研究の成果を社

会に還元することに心を配った。その背後には、制度の再構築への強い関心があった（宝月 2006）。社会学内での専門分化が進み、学としてのバランスや相互連関が課題となっている（cf. Burawoy 2005）現在、また経済市場に対する社会的な制御の必要性が増している現在、初期シカゴ学派の伝統と精神を受け継ぐ本書から学べることは少なくないと思われるるのである。

文献

- Association of Certified Fraud Examiners, 2016, *Report to the Nations on Occupational Fraud and Abuse: 2016 Global Fraud Study*, (Retrieved November 13, 2016, <http://www.acfe.com/rttn2016/docs/2016-report-to-the-nations.pdf>).
- Albrecht, W. Steve, 2014, “Iconic Fraud Triangle Endures: Metaphor Diagram Helps Everybody Understand Fraud,” *Fraud Magazine*, July/August: 46-52.
- Becker, Howard S., 1998, *Tricks of the Trade: How to Think about Your Research While You're Doing it*, University of Chicago Press. (=2012, 進藤雄三・宝月誠訳『社会学の技法』恒星社厚生閣.)
- 防衛省防衛監察本部, 2014, 『コンプライアンス・ガイダンス第4版』(管理者用／一般隊員用), (2016年11月14日取得,<http://www.mod.go.jp/igo/compliance/index.html>).
- Burawoy, Michael, 2005, “For Public Sociology,” *American Sociological Review*, 70: 4-28.
- Cressey, Donald R., 1953[1973], *Other People's Money: A Study in the Social Psychology of Embezzlement*, Free Press [Trans-action].
- Green, Gary S., 2001, “Embezzlement,” in Clifton D. Bryant (Editor in-chief), *Encyclopedia of Criminology and Deviant Behavior*, Brunner-Routledge, 209-212.
- Hirshi, Travis, 1969, *Causes of Delinquency*, University of California Press. (=1995, 森田洋司・清水新二監訳『非行の原因——家庭・学校・社会へのつながりを求めて』文化書房博文

- 社.)
- 宝月誠, 2004,『逸脱とコントロールの社会学』有斐閣
- 宝月誠, 2006,「社会学的知の可能性——シカゴ学派の事例にして」大橋良介・高橋三郎・高橋由典編著『学問の小径』世界思想社, 91-105.
- Klenowski, Paul M. and Heith Copes, 2013, "Looking Back at *Other People's Money*: A Qualitative Test of Cressey's Classic Hypothesis of Trust Violating Behavior," *Journal of Qualitative Criminal Justice and Criminology*, 1(1): 29-53.
- Lindesmith, Alfred, 1947, *Opiate addiction*, Bloomington: Principia Press.
- Merton, R. K., 1949 [1957], "Continuities in the Theory of Social Structure and Anomie," *Social Theory and Social Structure: Toward the Codification of Theory and Research, Revised Edition*, Free Press. (=1961, 森東吾ほか訳「社会構造とアノミー(続き)」「社会理論と社会構造」みすず書房, 149-178.)
- Mills, C. Wright, 1940 [1963], "Situated Actions and Vocabularies of Motive," Horowitz, I. L. ed., *Power, Politics, and People: The Collected Essays of C. Wright Mills*, Oxford, London & New York: Oxford University Press, 439-68. (=1971, 田中義久訳「状況化された行為と動機の語彙」青井和夫・本間康平監訳『権力・政治・民衆』みすず書房, 344-55.)
- 大山小夜 (2006)「横領にみる犯意形成の社会心理学的研究——クレッシー『他人のカネ』」中野正
- 大・宝月誠編著『現代社会におけるシカゴ学派社会学の応用可能性』(科学研究費補助金研究成果報告書 課題番号14310079), 217-235.
- Sutherland, Edwin H., 1940, "White-collar Crime," *American Sociological Review*, (5)1: 1-12.
- , 1949, *White Collar Crime*, Holt, Rinehard & Winston. (=1955, 平野竜一・井口浩二訳『ホワイト・カラーの犯罪』岩波書店.)
- , and Donald R. Cressey, 1939[1960], *Principles of Criminology 6th ed.*, J. B. Lippincott Company. (=1964, 平野龍一・所一彦訳『犯罪の原因』有信堂.)
- Sykes, Gresham M. and David Matza, 1957, "Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency," *American Sociological Review*, 22(6): 664-670.
- 田中智徳 (2016)「不正リスクに関する新たなモデルの提唱Ⅰ」産業経済研究所紀要, 第26号: 61-76.
- Wells, Joseph T., 2007, *Corporate Fraud Handbook: Prevention and Detection. 2nd edition*, Wiley. (=2009, 八田進二・藤沢亜起監訳『企業不正対策ハンドブック——防止と発見(第2版)』第一法規.)
- Wolfe, David T., and Dana R. Hermanson, 2004, "The Fraud Diamond: Considering the Four Elements of Fraud," *The CPA Journal*, 74(12): 38-42.
- Znaniecki, F., 1934, *The Method of Sociology*, Farrar & Rinehart. (=1971, 下田直春訳『社会学の方法』新泉社.)